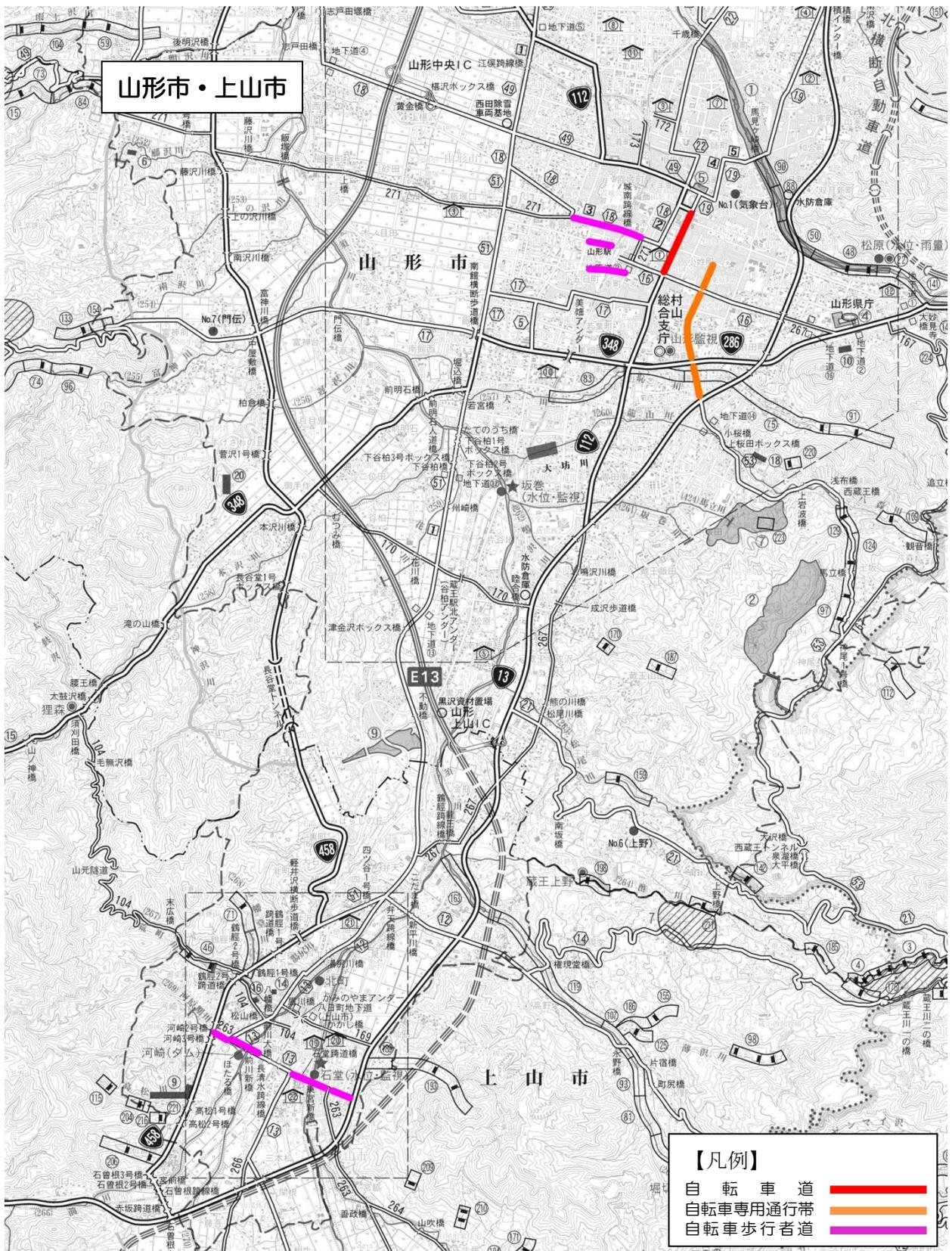
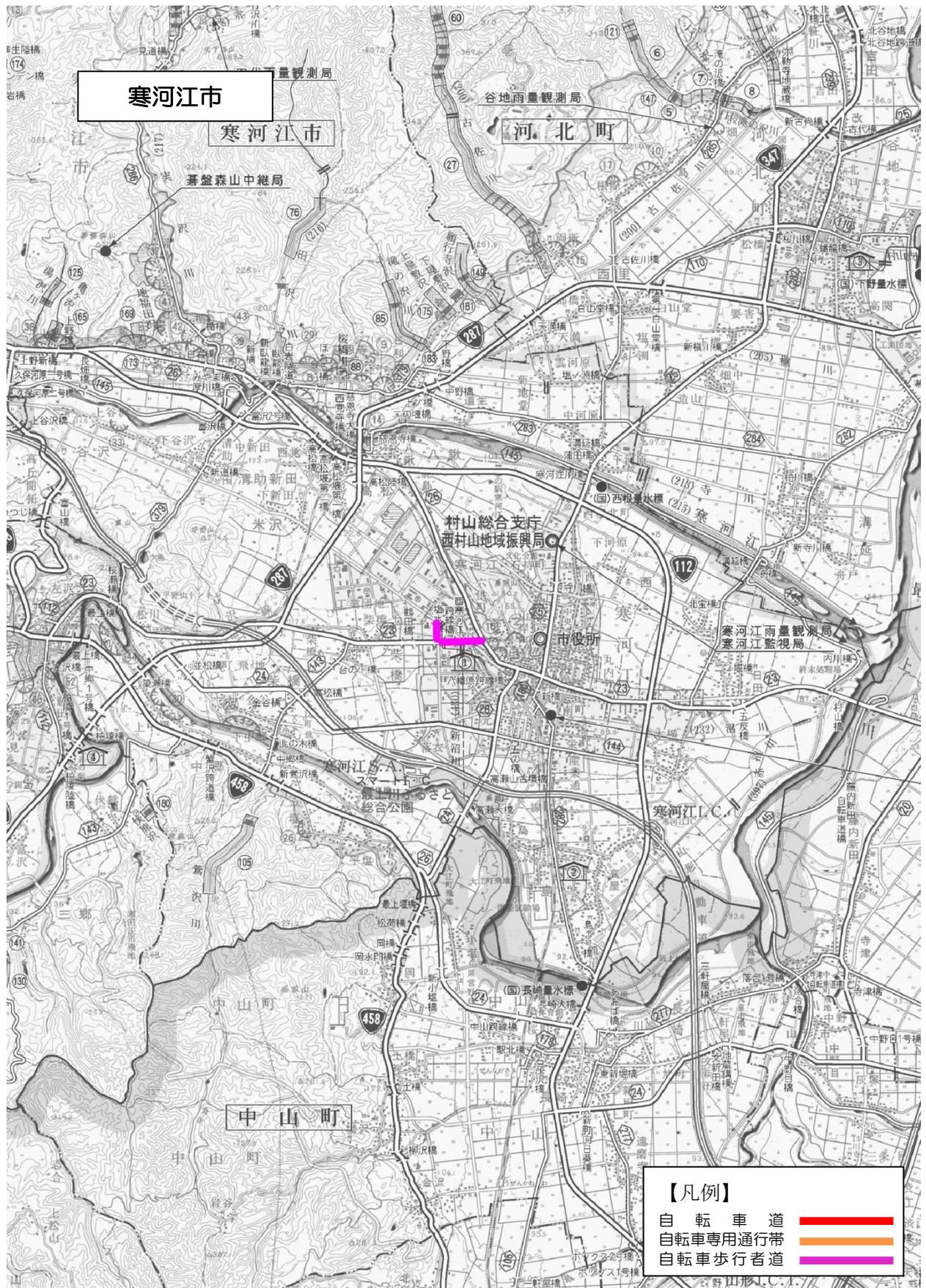
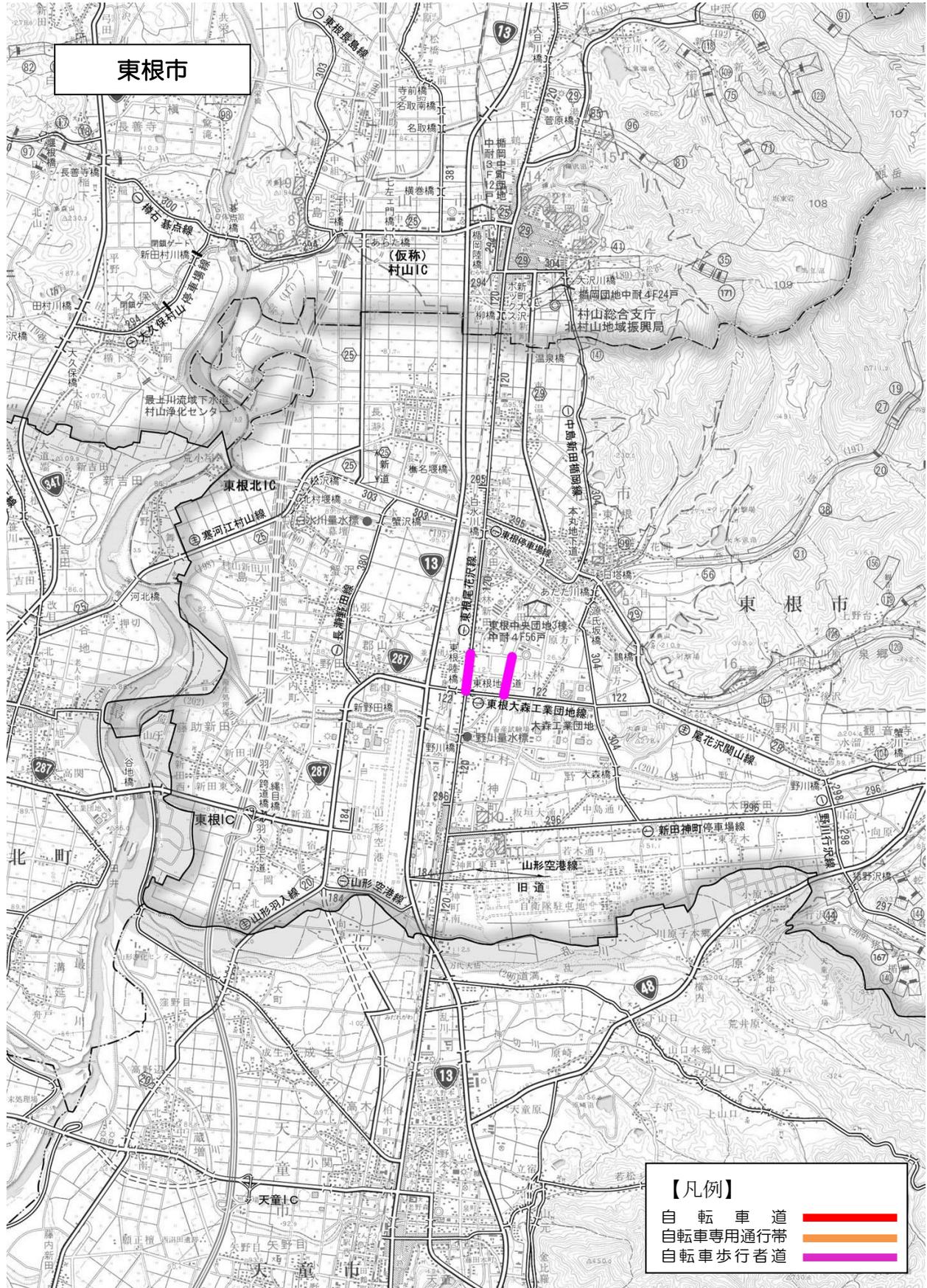
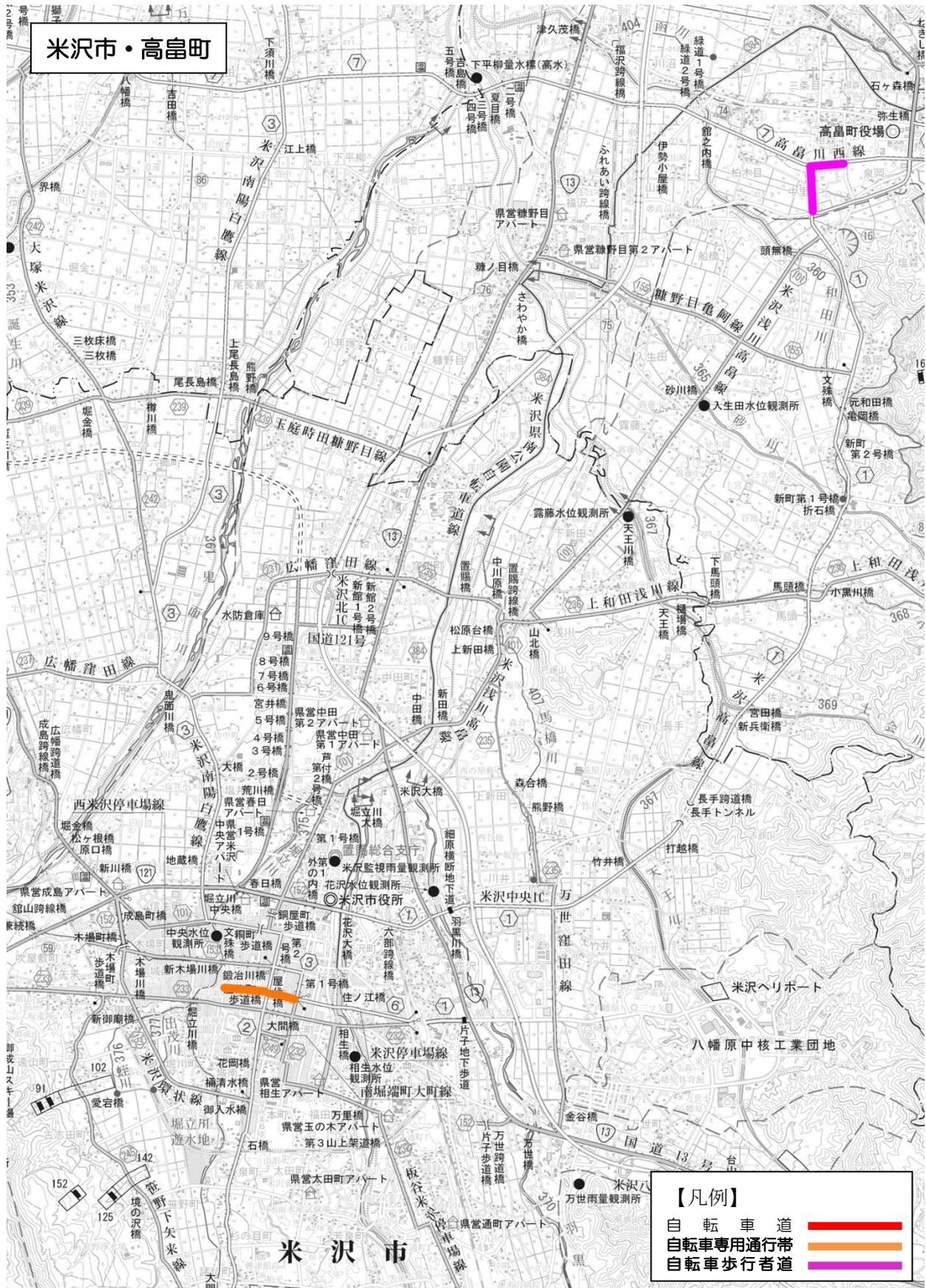


■ 自転車道等の位置図









米沢市・高島町

【凡例】  
 自転車道  
 自転車専用通行帯  
 自転車歩行者道

## ⑤自転車関係イベント

近年、県内各地で、地域性を活かしたサイクリングイベントが多数開催され、多くの参加者が来訪している。また、サイクリングイベントをきっかけに、イベントで使用されたコースを訪れるサイクリストが増えている。



主なサイクリングイベント名	開催時期	開催場所
宮城・山形「絆」ツール・ド・347	5月	尾花沢市、宮城県加美町
なせば成るスタンプラリーライド	5月	米沢市、長井市、南陽市 川西町、飯豊町、小国町、白鷹町
ツール・ド・さくらんぼ	6月	寒河江市、西川町、朝日町、河北町、大江町
鳥海山ブルーラインヒルクライム from 日本海	6月	遊佐町、秋田県にかほ市
さくらんぼママチャリエンデューロ	6月	寒河江市
もがみ MTB 大会 in 赤倉温泉スキー場	8月	最上町
ツール・ド・みちのくおとぎ街道 グル種ライド	8月	南陽市、高畠町 宮城県七ヶ宿町、宮城県白石市
鳥海山 SEA TO SUMMIT	9月	遊佐町
じろで庄内	9月	鶴岡市、三川町
クリテリウム新庄大会	10月	新庄市
かみのやま ツール・ド・ラ・フランス	11月	上山市
ひがしね雪祭りシクロクロス	2月	東根市

## ⑥市町村等の自転車関係の取組み

近年、自転車を観光のツールとしてとらえ、積極的な自治体では、サイクリングルートを紹介するパンフレット作成などの広報活動や、道の駅へのレンタサイクルの設置、観光地等へのサイクルラックの設置など、受入環境の整備を進めている。



サイクリングマップ (上山市、寒河江市)



寒河江ダム (西川町)

サイクルラックの設置



サイクリングマップ (上山市)



蔵王猿倉スキー場 (上山市)

サイクルラックの設置



サイクリングマップ (高島町)

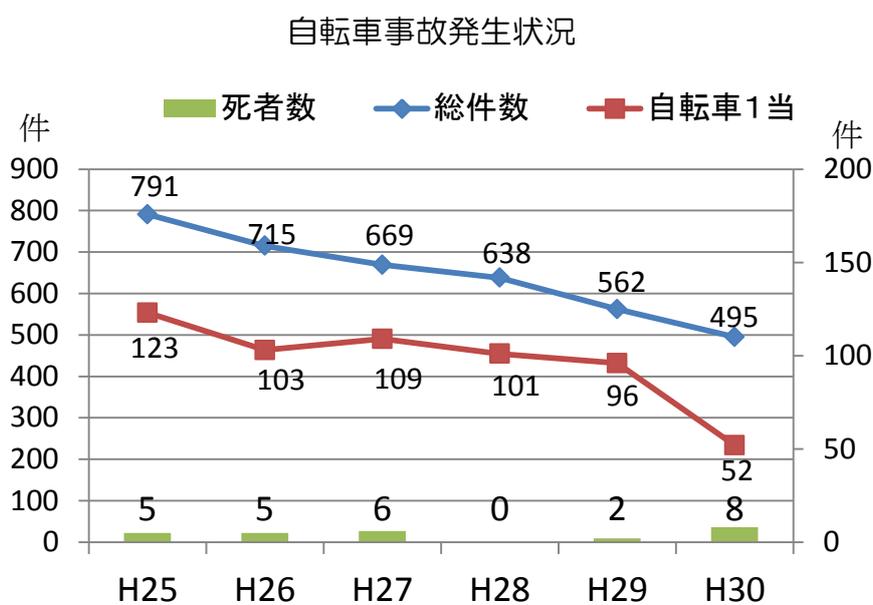


道の駅 川のみなと長井 (長井市)

レンタサイクル

## ⑦山形県内における自転車事故発生状況

自転車事故の総数は全国の発生状況と同様に近年減少傾向にあるものの、自転車1当<sup>11</sup>の件数や死亡事故は横ばいの状況であり、自転車側に主な原因がある事故の割合は増加傾向にある。



出典：山形県警資料より作成

<sup>11</sup> 自転車1当 事故の過失の大きい方が自転車である場合

## ⑧自転車に関する有識者等ヒアリング

■実施時期 平成30年7月～11月

■実施方法 山形県自転車活用推進計画連絡会議の構成課から紹介された県内外の有識者及び関係団体等を対象に、関係各課の担当者が直接意見などを聞き取り、その結果をヒアリングシートにとりまとめたもの。

■対象団体等 28の団体及び個人（有識者等ヒアリング対象一覧のとおり）

### ■意見概要

- ・自転車の利用者が多い区間における歩行者と分離した自転車通行空間の整備、路面標示や案内標識などの統一化、既存道路施設の安全対策の徹底、シェアサイクル等を見据えた駐輪場の整備などを求める意見が多い。
- ・自転車競技の普及を目的とした練習環境や競技場の整備、魅力的なコースで大会を開催することによるサイクリススポーツの振興のほか、健康を重視した生涯スポーツとしての位置付けを望む声がある。
- ・インバウンドを視野に入れた市町村を跨ぐ広域的なモデルルートの設定や、自転車利用者の受入環境の整備、イベント時の行政側の協力体制を求める声が多く、サイクルツーリズムの推進に対する期待が大きい。
- ・自転車と自動車の双方に対するマナー向上への取組みのほか、ヘルメットの着用徹底や自転車保険への加入促進など自身の身を守る取組みへの意見が多く、安全・安心への関心が高い。

### 有識者等ヒアリング対象一覧

主要分野	No.	関係機関	関連分野（キーワード）	ヒアリング対応課
安全 教育 保険	1	交通安全専門指導員	交通安全教育、子ども、高齢者、広報活動	くらし安心課、管理課
	2	山形県交通安全協会	交通安全教育、広報活動	くらし安心課、交通企画課、道路整備課
	3	山形県自転車軽自動車商協同組合	交通ルール、反射材、点検整備、自転車保険	くらし安心課、管理課
	4	日本損害保険協会東北支部(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山形支店)	自転車保険	くらし安心課、管理課
	5	山形県PTA連合会	交通安全、通学	道路整備課、管理課
	6	山形県高等学校PTA連合会	交通安全、通学	道路整備課、スポーツ保健課、管理課
環境 健康	7	NPO法人環境ネットやまがた	自転車通勤、地球温暖化防止	環境企画課、管理課
	8	NPO法人山形県自動車公益センター	エコドライブ普及、交通事故防止、地球温暖化防止	環境企画課、管理課
スポーツ 競技	9	山形県自転車競技連盟	スポーツ振興、部活動、自転車競技施設	スポーツ保健課、管理課
	10	クリテリウム新庄大会	大会企画運営	観光立県推進課、スポーツ保健課、管理課
イベント サイクリング	11	山形県サイクリング協会	サイクリング振興、サイクルイベント企画運営	管理課
	12	米沢サイクリススポーツ競技連盟 ※「なせば成るスタンプラリーライド」主催	サイクルイベント企画運営、スポーツ振興	管理課
	13	「ツール・ド・みちのくおとぎ街道」実行委員会	サイクルイベント企画運営	観光立県推進課、管理課
	14	「かみのやまツール・ド・フランス大会」大会事務局	サイクルイベント企画運営	観光立県推進課、スポーツ保健課、管理課
	15	「ツール・ド・さくらんぼ」実行委員会	サイクルイベント企画運営	観光立県推進課、管理課
	16	「ツール・ド・そば街道」実行委員会 高野大地建築企画	サイクルイベント、まちづくり、サイクルツーリズム	インバウンド・国際交流推進課、管理課
観光 誘客	17	山交観光株式会社	観光、誘客	観光立県推進課、管理課
	18	山新観光株式会社	観光、誘客	観光立県推進課、管理課
	19	株式会社庄交コーポレーション ※「じろで庄内」主催	観光、イベント、誘客	観光立県推進課、管理課
	20	TSUNAGARI合同会社	台湾、サイクリング、取材、発信	インバウンド・国際交流推進課
	21	株式会社ライダス	モデルコース設定	インバウンド・国際交流推進課
	22	県職員育成センター職員	観光振興、広域連携	管理課
シェアサイクル	23	株式会社八幡自動車商会	シェアサイクル	管理課
専門店 商業	24	有限会社輪商熊谷	販売、修理、イベント	管理課
	25	有限会社山田守三商店[じてんしゃ蔵・守三]	販売、修理	管理課
	26	大滝輪店	販売、修理	管理課
	27	バイクスポーツキッド	販売、修理、イベント	管理課
	28	佐藤輪店	販売、修理	管理課

### (3) 山形県における現状を踏まえた課題の整理

山形県の特徴や現状を踏まえた課題	
走行環境	1. 「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」とされているものの、車道における安全で快適な自転車通行空間が面的に整備されていない。
	2. 自転車利用者に対する道路標識や路面標示が統一されておらず、適切な案内ができていない。
	3. トンネル内での自動車からの視認遅れ、舗装の段差・亀裂等の路面不良、滑り止め用の溝、路肩の砂やごみが処理されていないなど、自転車利用者へ配慮した道路管理が不十分な箇所が見受けられる。
	4. 近年、全国的に普及が進んでいるシェアサイクルについて、本県においては県民の認識や需要は低い。事業者においては降雪期を含めた採算性の確保が困難である。
	5. 最寄りバス停などの駐輪スペース設置やサイクリートレイン <sup>12</sup> の運行など、公共交通機関と自転車との接続・連携の取組みが少ない。
観光・イベント	1. 雪国特有の幅の広い路肩（走行スペース）や多様な観光資源・食文化等を有する魅力的な地域性があるにもかかわらず、それらを活かしたサイクルツーリズムの認知度が低い。
	2. 県内各地で開催されている地域性を活かしたサイクリングイベントについて、更なる盛り上げを期待する声が多い。
	3. 屋内外にサイクルラックが整備されたサイクリストが利用しやすい飲食店や宿泊施設、パンク等のトラブルに対応できるサイクルポート等が少ない。
	4. インバウンドを視野に入れた市町村を跨ぐ広域的なモデルルートを望む声が多い。
	5. サイクリングイベントの開催にあたり、関係機関・団体との調整が多岐に渡るため、主催者の負担が大きい。
健康・スポーツ・環境	1. サイクルスポーツは健康に資する生涯スポーツとして、また、低炭素社会の構築に資する移動手段として一層の意識付けとイメージアップが必要である。
	2. サイクルスポーツ拡大に向けた環境が不十分である。
安全・安心	1. 自転車のルール違反（急な飛び出し等）を迷惑・危険と感じている人が多い。また、自転車が関係する交通事故では、自転車側に違反や問題が認められる場合も多い。
	2. 通学時の移動手段として自転車利用が増える高校生等の運転マナーの向上やルールの周知が求められている。
	3. 運転技術や体力に不安を抱える子どもや高齢者等に配慮した安全教育が必要である。
	4. 自転車利用時の安全対策（ヘルメット着用等）をしていない人が多く、転倒時に重症化するリスクが高い。
	5. 自転車は自動車の車検のように定期的な点検整備の義務がないため、点検をおろそかにする利用者が多く、整備不良に伴う事故が懸念される。
	6. 通学などの自転車利用の多いルート及びその危険箇所の把握・共有が十分になされていない。
	7. 全国では、近年、自転車事故において高額な損害賠償請求を伴う事案が発生しており、加害者及び被害者の双方に大きな負担が生じているが、万が一の備えである自転車保険への加入率について、本県は全国ワースト第2位の約22%と低い状況にある。
	8. 災害時には、道路状況の悪化などにより自動車や公共交通機関が利用できなくなるおそれがあり、自転車による移動が注目されている。

<sup>12</sup> サイクリートレイン 自転車を分解せずに車内に持ち込む事が出来る列車

## Ⅱ. 自転車の活用の推進に関する目標

推進計画の目的を踏まえ、「Ⅰ. 総論」で述べた自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり4つの目標を掲げる。

### 目 標

#### 【目標1】

##### 自転車が安全で快適に通行できる環境の整備

自転車利用者のための案内標示や自転車の走行に配慮した道路管理の充実など、誰もが安全で快適に自転車を活用できる自転車通行空間の整備について、観光や生活における自転車需要等を踏まえた重点的な取組みを実施する。

#### 【目標2】

##### サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進

自転車利用者に安心と快適を提供する受入れ環境づくりや、山形県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報の発信、サイクリングイベント開催時における官民の協力体制の構築を推進する。

#### 【目標3】

##### サイクルスポーツの振興や環境にやさしい自転車利用の促進等による活力ある健康長寿社会の実現

サイクルスポーツに親しみやすい環境づくりや、環境にやさしい移動手段としての自転車利用を促進し、楽しみながら健康づくりを行うための取組みとしての自転車活用を推進する。

#### 【目標4】

##### 自転車・自動車双方の交通マナー向上と安全教育の充実等による事故のない安全で安心な自転車の活用

自転車の運転マナー向上や安全利用の意識の醸成のため、関係機関・団体が連携した広報啓発や交通安全教室の実施等を一層進めていくとともに、自転車を安心して利用するため、自転車利用者による定期的な点検整備の実施や自転車保険への加入を促進する。

### Ⅲ. 施策の方向性

「Ⅱ. 自転車の活用の推進に関する目標」で述べた目標達成のために、法第8条<sup>13</sup>に規定されている「自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策」を踏まえて、本県における施策の方向性を定める。

#### 【目標1】自転車が安全で快適に通行できる環境の整備

- (1) 安全で快適な自転車通行空間のネットワークを構築する。
- (2) 自転車利用者に対する標識等の統一を推進する。
- (3) 自転車の安全な通行に配慮し、既存道路の適切な管理を推進する。
- (4) 車社会かつ雪国である本県の実情を踏まえ、観光振興面、地域公共交通面での自転車活用の有用性、有効性を検討する。

[主な担当部局：企画振興部、県土整備部 等]

#### 【目標2】サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進

- (1) 山形県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報を発信する。
- (2) サイクリストを受け入れるための機運を醸成し、受入環境の整備を推進する。
- (3) 安全で快適な自転車通行空間のネットワークを構築する。【目標1-(1)の再掲】
- (4) サイクリングイベント開催に必要な行政手続きの円滑化を推進する。

[主な担当部局：観光文化スポーツ部、県土整備部 等]

---

<sup>13</sup> 法第8条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

**【目標 3】 サイクルスポーツの振興や環境にやさしい自転車利用の促進等による活力ある健康長寿社会の実現**

- (1) 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。
- (2) 県民、企業等への呼びかけにより、CO<sub>2</sub>排出量の削減につながる自転車でのエコ通勤を促進する。
- (3) サイクルスポーツの環境整備等について、関係団体等との意見交換を行う。
- (4) 安全で快適な自転車通行空間のネットワークを構築する。【目標 1-(1)の再掲】  
[主な担当部局：環境エネルギー部、健康福祉部、教育庁 等]

**【目標 4】 自転車・自動車双方の交通マナー向上と安全教育の充実等による事故のない安全で安心な自転車の活用**

- (1) 自転車利用に関する県民の交通安全意識の向上に資する効果的な広報啓発活動を推進する。
- (2) 自転車利用者に対する交通安全教育を推進する。
- (3) 自転車利用者自身を守る安全対策を推進する。
- (4) 自転車利用者に対する指導・取締りを推進する。
- (5) 事故を未然に防ぎ、安全な利用のための自転車の管理や点検整備を推進する。
- (6) 自転車による主要な通学路及びその危険箇所を把握・共有する。
- (7) 万が一の事故に備える自転車保険の加入を促進する。
- (8) 自動車や公共交通機関が利用できない災害時における自転車の活用を推進する。  
[主な担当部局：防災くらし安心部、警察本部 等]

## IV. 具体的な取組み

「Ⅲ. 施策の方向性」で述べた自転車の活用の推進に関する施策について、着実な推進を図るため、計画期間中に実施する具体的な取組みについて、別表のとおり定める。

## V. 計画の推進方策

### 1. 推進体制

自転車の活用推進により期待される自転車利用者の健康の増進、サイクルツーリズムによる観光の推進、渋滞の解消や環境への負荷の低減といった効果を発揮し県内で広めていくためには、自転車の多岐に渡る施策について、部局横断による取組みが必要であることから、知事部局、教育庁、県警察による「自転車活用推進計画連絡会議」などを活用し、関係機関と連携のうえ、地域の実情に応じた自転車活用施策を推進する。

### 2. 市町村との連携

「山形県自転車活用推進計画」の推進にあたっては、地域によって自然環境や自転車の通行環境が大きく異なる現状を踏まえたうえで、市町村との情報共有をはじめ、効果的な連携を図る。

### 3. 計画のフォローアップ

本計画に定める施策及び具体的な取組み等について、「山形県自転車活用推進計画連絡会議」を活用し、毎年度、進捗状況に関するフォローアップを行う。

### 4. 計画の見直し

政府の動きや自転車を取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、計画期末（2021年度）までに本計画の見直しを行う。

## VI. 計画の策定経過

### 1. 策定スケジュール

-----H30(2018)年度-----

- 7月23日 **H30 第1回 山形県自転車活用推進計画連絡会議**  
・連絡会議の設立趣旨 ・今後の進め方 等
- 9月10日 **市町村説明会**
- 11月まで **有識者等ヒアリング**
- 11月27日 作業部会(11/27)
- 12月25日 **H30 第2回 山形県自転車活用推進計画連絡会議**  
・推進計画（骨子案）の概要（計画の構成、課題・目標の確認）  
・施策、措置、指標の検討体制（検討グループ、グループリーダー選定）等

-----H31(2019)-----

- 2月5日 **H30 第3回 山形県自転車活用推進計画連絡会議**  
・推進計画（原案）の概要（施策、措置、指標の確認）
- 3月7日 県議会2月定例会において推進計画（原案）を報告

-----H31/R1(2019)年度-----

- 4月18日 **市町村説明会（意見照会等）**
- 4月18日～5月20日  
**パブリックコメント**
- 5月31日 **R1 第1回 山形県自転車活用推進計画連絡会議**  
・パブリックコメント及び市町村意見照会結果の概要  
・推進計画（最終案）のとりまとめ 等
- 6月27日 県議会6月定例会において推進計画（最終案）を報告
- 8月5日 **山形県自転車活用推進計画の策定**  
・関係機関への通知、県のホームページで公表
- 8月～  
年内 市町村計画の策定支援（随時）  
第1回山形県サイクリングモデルルート検討協議会（仮称）の開催

-----R2(2020)年度-----

- 夏を目途 「山形県自転車ネットワーク計画（仮称）」の策定

## 2. 山形県自転車活用推進計画連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法第10条第1項に定める都道府県計画（山形県自転車活用推進計画（仮称））の策定及び自転車活用に係る施策を総合的かつ効果的に推進していくため、山形県自転車活用推進計画連絡会議（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、以下に掲げる事務を行う。

- (1) 自転車活用推進法に関すること。
- (2) 山形県自転車活用推進計画（仮称）の策定に関すること。
- (3) 自転車活用に係る施策の推進に関すること。
- (4) その他、自転車活用推進に関すること。

(事務局)

第3条 連絡会議の事務局を県土整備部管理課に設置する。

- 2 事務局長は管理課長をもって充てる。
- 3 事務局長に事故があるときには、あらかじめ事務局長が指名した構成員がその職務を代理する。

(組織構成)

第4条 連絡会議は、事務局長及び別表1に掲げる課室の実務者（課長補佐級）により構成する。

- 2 事務局長は、前項の構成員以外で必要があると認めた者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議)

第5条 連絡会議は、事務局長が必要に応じて召集し、主宰する。

- 2 事務局長は、必要に応じて、関係する一部の構成員による作業部会を設置することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

(別表 1)

部 局 名	課 名	備考
総務部	人事課	総務部（総務厚生課、管財課）代表
企画振興部	企画調整課	
	総合交通政策課	
防災くらし安心部	防災危機管理課	
	消費生活・地域安全課	
環境エネルギー部	環境企画課	
健康福祉部	健康づくり推進課	
観光文化スポーツ部	観光立県推進課	
	インバウンド・国際交流推進課	
	県民文化スポーツ課	
農林水産部	農政企画課	
教育庁	スポーツ保健課	
県警本部 交通部	交通企画課	
	交通規制課	
県土整備部	都市計画課	
	道路整備課	
	道路保全課	
	管理課（県土強靱化推進室）	事務局

